

【本教材について】

- テーマ： 2. 災害から住民の命を守るには
- 単元名： 2 被害を最小限とするための取り組みと地域に対する防災知識の普及
- 所要時間： 60分程度
- 準備：
 1. 班の分だけの模造紙と、参加者の分だけの細マジック(黒)、付箋紙(2色)を準備して下さい。
 2. 適宜、スライドの追加や変更をすることができます。参加者の特性(自主防災組織等の会長が多いか、在職期間が長いかなど)に応じて、内容の追加・削減や修正・変更を検討することで、より良い研修効果が期待できます。
 3. 実際に研修を行う前に、何人かのグループを作り、練習し合う場を設けることもよい研修とするうえで効果的です。

自主防災組織等のリーダー育成研修

災害から住民の命を守るには

被害を最小限とするための
取り組みと
地域に対する防災知識の普及

学習目標と内容

●学習目標

災害時に必要な地域の情報収集と伝達方法を理解し、自主防災組織のリーダーとして、避難の際の要配慮者への支援及び地域の防災意識を向上する方法を理解する

<目次>

- 地域の情報収集・伝達 P. 4～15
- 要配慮者の地域ぐるみでの支援体制 P. 14～40

1. 地域の情報収集・伝達

災害発生前後にとるべき行動(主に自助・共助)

【風水害】



大雨・台風・竜巻等の恐れ

【住民等が取るべき行動】

自助 気象・避難等の情報収集

・気象情報や自治体からの避難情報等の情報の収集

自助
共助
公助 指定緊急避難場所等への避難・避難支援

・より安全な場所(指定緊急避難場所や近隣の安全な場所等)への避難

・避難行動要支援者の避難を支援

洪水・浸水・土砂災害・高潮等の発生

共助
公助 指定避難所での避難生活・在宅避難者支援

・避難生活が長期化する場合、避難所運営

・在宅避難者で食料や救援物資等の支援が必要な方への支援

- ・1限目のおさらいとして、風水害の発生の恐れがあるときから発生後の行動を大まかに確認します。
- ・自助と共助の取組の重要性も確認します。

災害発生前後にとるべき行動(主に自助・共助)

【地震災害】



地震の発生

自助 身の安全の確保・避難

【住民等が取るべき行動】

- ・身を守る行動、火の始末、自宅の初期消火、家族の安否確認

建物倒壊・火災の発生等

共助 安否確認・被害情報の収集・消火・救出・救護など

・安全第一

共助 避難誘導・避難支援・二次被害の防止など

- ・避難場所等への避難
- ・避難行動要支援者の避難支援等
- ・避難時にはブレーカーを切る、ガスを止める

共助 指定避難所での避難生活・
公助 在宅避難者支援

- ・避難生活が長期化する場合、指定避難所の運営
- ・在宅避難者で食料や救援物資等の支援が必要な方への支援

・1限目のおさらいとして、地震発生時からその後の行動を大まかに確認します。
・自助と共助の取組の重要性も確認します。

- 受講者に対して、過去の災害から学べることは、災害は一人の力では乗り越えることができないこと、地域で共に助け合い乗り越える必要があること（共助の必要性）を伝えるとよいでしょう、

地域のいのちを守るには
自助の力に加えて
共助の力で災害を乗り越える
ことが不可欠です

- 受講者に対して、これから学ぶことについて問いかけ、興味を持ってもらいます。

災害発生前後において
地域のいのちを守るためには
どのような共助の活動や
事前の取組が効果的でしょうか？

災害に際しての主な活動内容

- ・ 災害時の地域での活動内容（共助の活動）をイメージしてもらいます。



情報収集・伝達 安否確認

災害に関する正しい情報を把握しながら次の行動に備えましょう。また、家族の安否確認も行いましょう。



出火防止 初期消火

火災を防ぐために火の元を確認し、ガスの元栓を閉め、出火したとしても小さな炎のうちに消火しましょう。



救出・救護

救急車の到着が遅れ救助活動が間に合わないことも考えられます。軽いケガなどの対処法を身に付けておきましょう。

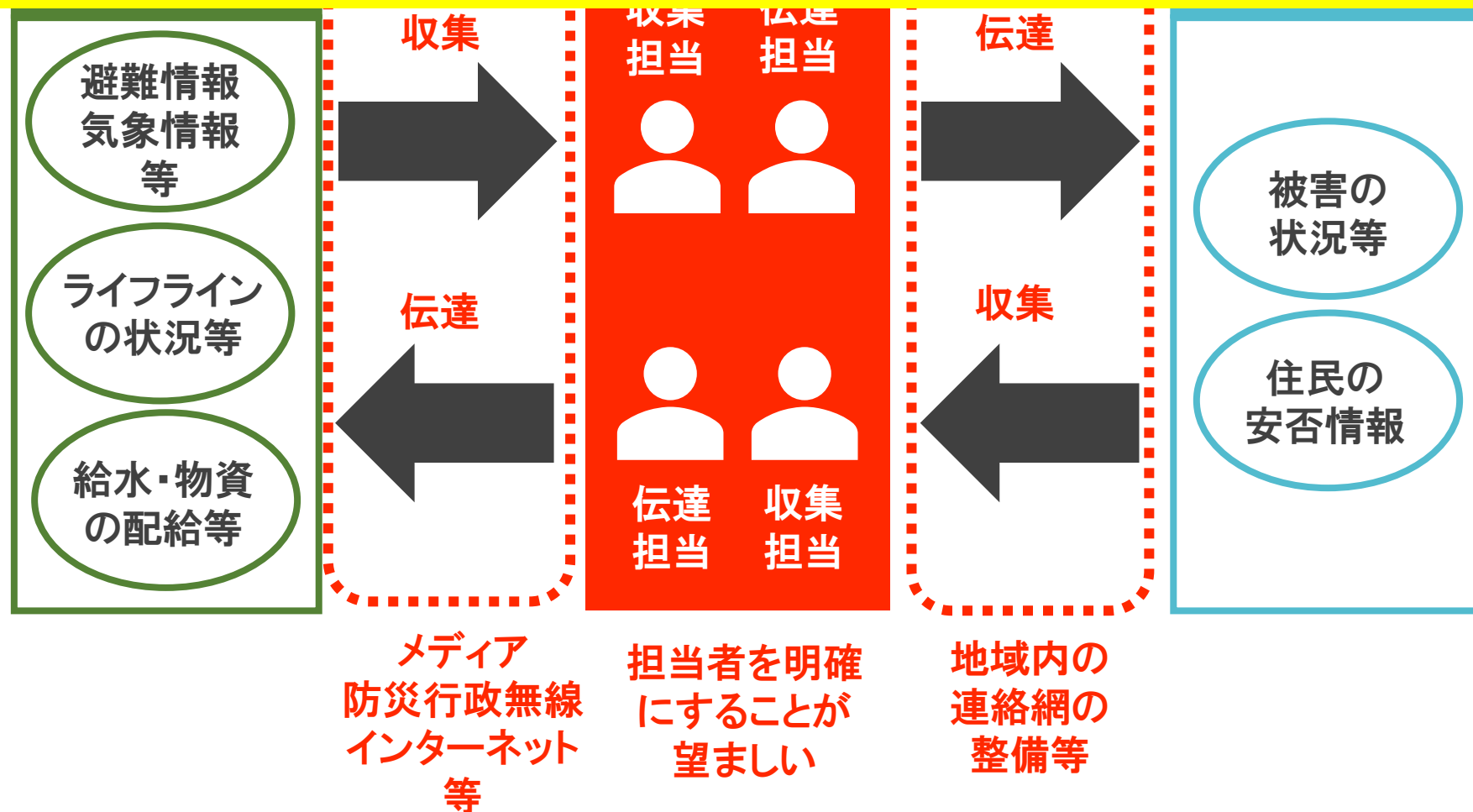


避難誘導

近所で力を合わせながら、配慮や助けが必要な人には声をかけ、一緒に避難誘導をするなどの支援をしましょう。

情報収集・伝達の流れ

- ・ 災害が発生（またはその恐れがある）すると、地域の状況は一変します。そのような地域の状況を把握し、限られた情報の中で判断行動することを可能にするのは「情報」を収集し共有することを伝えます。
- ・ 災害対応の第一歩は情報を収集し、その内容を整理・把握し、重要な情報を正確に分かりやすく確実に伝達することであることを説明します。



【事例】 「情報伝達」の先進的な事例

■放送を活用した情報伝達

ゆるじ
(百合地区防災会:兵庫県 豊岡市)

- 自治会独自の屋外放送設備を設置している。台風が来た際に、市から避難指示が出たが指定避難所では間に合わないと、自治会保有の屋外放送設備で「神社の社務所を避難所にする」旨を放送した。
- 一人暮らし高齢者を救出し、安否を確認した。

参考:内閣府防災「地域コミュニティの力を活用した風水害対策の活動事例」

■ブロックごとに被害状況を報告

しみず おりど
(清水区折戸五区自主防災部会:静岡県 静岡市)

- 地区を5ブロックに分け、ブロックリーダーを配置。避難が完了したら、ブロックリーダーが、ブロックの「被害確認状況報告書」を防災リーダーに提出。防災リーダーが取りまとめて、折戸五区防災本部へ報告する。

参考:静岡県「夜間を想定した津波避難訓練」

**皆さんの地域では
住民の安否確認の方法は
決まっていますか？**

【事例】「安否確認」の先進的な事例①

・ 受講者が身近に思える取組として、自治体が独自に取り組んでいる安否確認方法を説明したり、自治体内の地域の好事例を紹介したりするとよいでしょう。

■目印を利用した安否確認

かぎとり
(鉤取ニュータウン町内会:宮城県 仙台市)

- 住民自ら自宅の玄関に「目印」を掲げて、「無事」を知らせる
- 班長は、地域を見回り、目印が掲げられていない世帯の無事を確認する
- 地震発生後 35 分で、全 129 世帯約 400 人の安否を確認できた



参考:仙台市「東日本大震災時の自主防災活動-あの日-」

■ホワイトボードを利用した安否確認

とつか
(グランフォーレ戸塚ヒルブリーズ自治会:神奈川県 横浜市)

- 管理棟に、各戸の部屋番号が予め記入されたホワイトボードを常設し、災害時には各世帯が自分で安否の状況を書き込む



参考:横浜市危機管理室「ヨコハマの「減災」アイデア集」

【事例】「安否確認」の先進的な事例②

■マップを利用した安否確認

のと
(能登半島地震:石川県 輪島市)

- 地域マップは、寝たきりや一人暮らしの高齢者などの所在地を蛍光ペンで色分けして、あらかじめ明らかにした地図
- 民生委員や福祉推進委員が日頃の見まわり活動を通じて、高齢者などの所在地が頭に入っていたこと、顔なじみになっていたことが功を奏した
- 発災直後の避難誘導活動だけでなく、その後の在宅避難者支援(特に要配慮者)などの活動でも役立った



図. 地域みまもりマップ (イメージ)

高 齢 者	もも色	ねたきり高齢者 (名前を記入)
	き色	一人暮らし高齢者
	みどり色	その他の高齢者
障 害 者	そら色	障害者 (名前を記入)

参考:内閣府防災「コラム「地域みまもりマップ」による迅速な安否確認(能登半島地震)」

1. 地域の情報収集・伝達

- まとめ -

- 災害時に、地域のいのちを守るための共助活動を的確に実施するには、地域の状況を理解するための情報を収集し、伝達することが不可欠です
- 地域で情報収集・伝達や安否確認を円滑に行う仕組みを理解し、地域ぐるみで取り組みましょう

2. 要配慮者の地域ぐるみでの支援体制

要配慮者とは

- 「要配慮者」や「避難行動要支援者」は災害対策基本法に定義された防災特有の難しい用語です。丁寧に説明します。
- 災害対策基本法：
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336AC0000000223>

要配慮者

高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、LGBTなど特に配慮を要する者

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害時等に自ら避難することが難しく、特に支援が必要な者
(介護が必要な高齢者や一定程度の障がいを持つ方など)



災害時の避難支援

避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等に関する者

※避難行動要支援者名簿

避難支援には、避難行動要支援者名簿の作成が重要です。

避難行動要支援者名簿は個人情報取り扱いに注意が必要ですが、全国的に活用が進んでいます。

- 避難能力の有無は、以下のことに着目して判断します。
 - ✓ 警報や避難指示等の災害関係情報を取得する能力
 - ✓ 避難そのものの必要性や避難方法等について判断できる能力
 - ✓ 避難行動をとるうえで必要な身体能力

要配慮者への支援の必要

- これまでの災害では・・・
高齢者などを中心に、逃げ遅れによって被災したり、過酷な避難所生活で病気にかかったりした
- このような**要配慮者**への避難の支援や避難所生活での配慮などは、その人の身近な存在である隣近所同士で助け合うことが基本
- 平常時に地域で支援体制をつくっておくことが必要

地域の中には、「自力で避難」
することが困難な方々がいらっ
しゃいます

どのような方が避難が難しいと
考えられますか？

- ここからは、先ほど学んだ「要配慮者」や「避難行動要支援者」は多様であり、避難行動時の困難や事情もそれぞれに違っているため、それぞれの特性に応じた配慮や支援が必要であることに気づいていただけることを目指して進めましょう。

要配慮者の体験談

・災害事例から、「自力で避難することの困難」と「どのような支援をするとよいか」を次のワークで考えるための助走段階です。イメージできるように説明するとよいでしょう。

実際に被災した要配慮者や要配慮者の家族の体験談を見てください

要配慮者	困りごと・体験談
高齢者	階段を降りられないため、停電でエレベーターが停止したら避難できない。
車いすの人	避難する人と車いすがぶつかり、ひっくり返るのではないかと不安。車いすのタイヤは空気ゴムなので、がれきやガラスが散らばっているとパンクして動けない。
視覚障がい	避難所は障害物が多い。誰かがいてくれれば安心する。
聴覚障がい	会話はできるが、マイクの音声は聞き取れないので、文字に書いてほしい。口を見て聞いているのでゆっくり話してほしい。
知的障がい等	自閉症は字が読めなくても、図柄のカードで示されると理解できる人が多い。場所・手順など避難所の壁にカードなどが貼ってあるといい。
心身障がい	人が大勢いるところは苦手。静かな空間や、話を聞いてくれる人がいると安心できる。大きな声を出すから周囲の人に迷惑をかけてしまう。



自力避難が困難な人達のことを考える

グループで、自力避難が困難な人達のことを話し合しましょう。

○まず、自己紹介をお願いします。(1人1分)

＜自己紹介の内容＞

- ・ 氏名、所属
- ・ 参加した理由
- ・ 今の気持ち

○自己紹介が終わったら、役割分担を決めましょう。

- ・ リーダー
- ・ 発表者

- ・ グループ検討を行う場合は、自己紹介（アイスブレイク）と役割分担の時間をとるとよいでしょう。
- ・ 1グループの人数は、5人±2人を目安にするとよいでしょう。



自力避難が困難な人達のことを考える

【個人検討】 <3分>

- 皆さんの周りにいる、自力で避難が困難な方について、どのような方がいるかを青色の付せん紙に書き出して下さい。

身体の不自
由な人

寝たきりの
人

- まずは個人作業です。
- スライドの事例を読み上げるなどして作業イメージを促進させます。（認知症、車いす等）
- 付箋に書きせない人がいないか観察します。
- 家族や近所の人など身近な人達のことを思い出してみてください、と伝えながら、促進するとよいでしょう。



自力避難が困難な人達のことを考える

【個人検討】 <3分>

- 青色の付せん紙に書き出した、自力で避難が困難な方について、避難するときに、どんなことに困るのかを付せん紙(黄色)に書き出して下さい。

身体の不自
由な人

階段や段差
を移動する
のが大変

素早い行動
が取れない

寝たきりの
人

一人で避難
できない

他の人が一人
で背負って移
動するのも大
変

- スライドの事例を読み上げながら、青色と黄色の付せん紙の並べ方（青付せん紙に関連する事項は横に並べる）も説明するとよいでしょう。

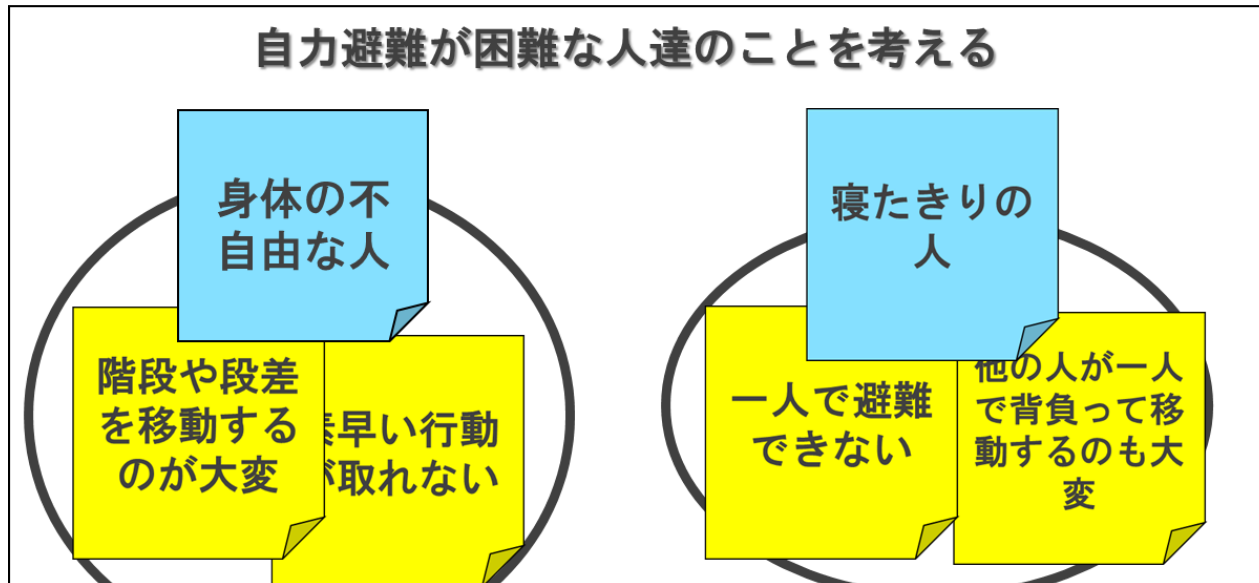


自力避難が困難な人達のことを考える

・ここから、個人で検討した内容をグループ内で共有し、話し合いを進めます。

【グループ検討】 <10分>

1. 1人が、青色の付せん紙と関連する黄色の付せん紙を読み上げ、模造紙に貼ります。
2. 他の方は、同じ内容の付せん紙があったら近くに貼ります。
3. 貼り終わったら、次の人の番。(1と2を繰り返す)
4. 全員が貼り終わったら、困る人とその困りごとを、マジック黒丸で囲みます。



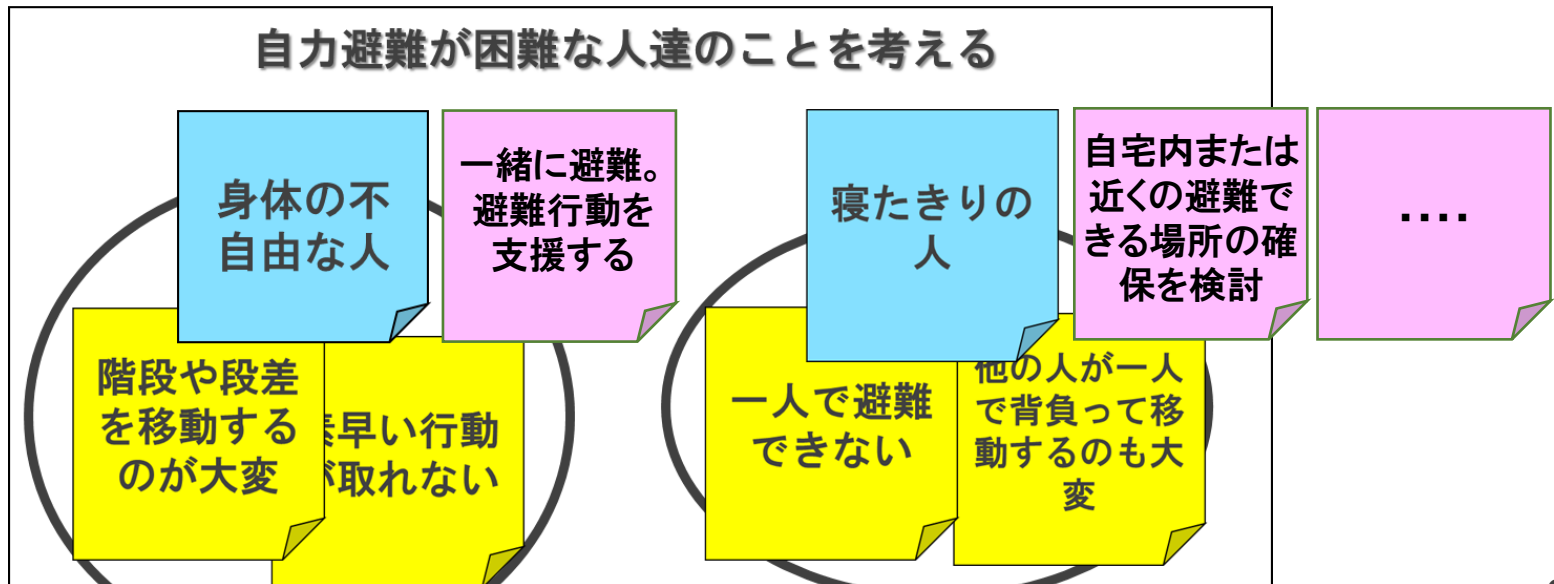


自力避難が困難な人達のことを考える

【グループ検討】 <10分>

- グループで作業した結果を見ながら、自力で避難することが難しい方にどんな支援が必要か、グループで話し合ってみましょう。
- 支援の方法を赤色の付せんに書き出し、青色のカードの近くに貼って、整理してください。

どんな支援が必要か





ワークのまとめ

- 地域には様々な要配慮者や避難行動要支援者がいます
- それぞれの特性に応じた配慮や支援が必要です

要配慮者ごとの避難時や避難生活における配慮や支援①

・ 参考として、要配慮者の種別ごとの特性について説明しましょう。
 ・ 時間がない場合は、主だったことだけを説明し、自宅で確認するよう促しましょう。

要配慮者の特性に心した、配慮や支援が
必要になります

困りごとを抱える方	困りごと	必要な配慮・支援(例)
高齢者 (特に要介護高齢者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急判断や素早い行動ができない ・ 足腰が弱く、ちょっとした段差の登り降り等が難しい ・ 避難所での生活に順応するのが難しく、体調を崩したりすることがある ・ のどの渇きを認知しにくい ・ 配給される物資などを個人スペースにためることがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先的な安否確認と避難誘導 ・ 自力で移動できる範囲に適切な避難場所が確保できない場合、移動手段の確保 ・ 避難所の個室と段差の解消 ・ トイレが近い居住場所の確保 ・ 居室の温度調整 ・ 徘徊の症状のある認知症の方は、行方不明にならないように周りの方に声をかけてもらう等の配慮 ・ 共用の食事スペースなどの用意

要配慮者ごとの避難時や避難生活における配慮や支援②

要配慮者のそれぞれの特性に応じた、配慮や支援が必要になります

困りごとを抱える方	困りごと	必要な配慮・支援(例)
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none">避難先での環境変化に対応できない情報が理解できない	<ul style="list-style-type: none">家族と一緒にいられる、落ち着いたスペース、個別の居室の提供家族を通じた情報等の提供
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none">目視による状況把握ができない	<ul style="list-style-type: none">壁伝いにトイレなどに行くことができるような居住スペースの確保順路に手すりなどを設け、移動経路上に障害物を置かない
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none">音声による情報が伝わらない外見からは障がいがあることが分かりづらい	<ul style="list-style-type: none">手話通訳者、要約筆記者等の確保必要な情報は、リーフレットなどの印刷物や書き物によって伝達
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none">精神的動揺が激しくなる場合がある	<ul style="list-style-type: none">服薬が継続できることの確認人前で安易に病名等を口にしないこころのケアチームの巡回や精神科医の診察が受けられるよう調整

要配慮者ごとの避難時や避難生活における配慮や支援③

要配慮者のそれぞれの特性に応じた、配慮や支援が必要になります

困りごとを抱える方	困りごと	必要な配慮・支援(例)
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none">避難先での環境変化に対応できない情報が理解できない	<ul style="list-style-type: none">家族と一緒にいられる、落ち着いたスペース、個別の居室の提供家族を通じた情報等の提供
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none">目視による状況把握ができない	<ul style="list-style-type: none">壁伝いにトイレなどに行くことができるような居住スペースの確保順路に手すりなどを設け、移動経路上に障害物を置かない
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none">音声による情報が伝わらない外見からは障がいがあることが分かりづらい	<ul style="list-style-type: none">手話通訳者、要約筆記者等の確保必要な情報は、リーフレットなどの印刷物や書き物によって伝達
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none">精神的動揺が激しくなる場合がある	<ul style="list-style-type: none">服薬が継続できることの確認人前で安易に病名等を口にしないこころのケアチームの巡回や精神科医の診察が受けられるよう調整

要配慮者ごとの避難時や避難生活における配慮や支援④

要配慮者のそれぞれの特性に応じた、配慮や支援が必要になります

困りごとを抱える方	困りごと	必要な配慮・支援(例)
妊産婦 乳幼児	<ul style="list-style-type: none">• 素早い行動ができない• 一人で行動ができない• ゆっくり体を伸ばして休む場所がない• 授乳スペースがない• 子どもの夜泣きが気になる• ミルクやおムツが必要	<ul style="list-style-type: none">• 介助者や支援者を確保し、避難行動を支援• 妊産婦や乳幼児用のスペースの確保• ミルクやおムツの手配• 適切なアドバイスのできる保育士や保健師の支援要請• 子どもの遊び場の確保

要配慮者ごとの避難時や避難生活における配慮や支援⑤

要配慮者のそれぞれの特性に応じた、配慮や支援が必要になります

困りごとを抱える方	困りごと	必要な配慮・支援(例)
外国人	<ul style="list-style-type: none">必要な情報が得られない周囲とのコミュニケーションが困難宗教上の理由により、生活習慣の違いがある	<ul style="list-style-type: none">専門用語の対訳されたカードの用意ピクトグラムを活用したコミュニケーションお祈りが出来る部屋などの用意特定の食物をのぞいた食事の用意様々な言語を話せる人の確保
LGBT	<ul style="list-style-type: none">着替え場所やトイレに困る	<ul style="list-style-type: none">誰でもトイレの確保個室の更衣室の確保当事者や支援者が集まれる空間の確保

- 最後に、避難行動要支援者の避難を支援するための取組「個別避難計画」について、理解を進めます。
- 避難行動要支援者の避難に「共助」の力は不可欠です。自治体独自の「避難支援」の取組についても説明し、理解促進を図るとよいでしょう。
- 内閣府のHPも参考にしてください。
＜避難行動要支援者の避難行動支援に関するこ＞と
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/yoshiensha.html>

避難行動要支援者の
避難を支援するための仕組み
「個別避難計画」とは
どのような仕組みでしょうか？

個別避難計画とは

「個別避難計画」とは、避難行動要支援者の名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該要支援者について避難支援等を実施するための計画。

（令和3年4月の災対法の改正で、自治体の努力義務化。）

- 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、「**避難行動要支援者名簿**」の作成に併せて、「**個別避難計画**」の作成を進める。
- **市町村が作成の主体**となり、**関係者**※と連携して作成する。
※「関係者」とは、庁内の防災・福祉などの関係部署はもちろん、介護支援専門員などの福祉専門職、民生委員、町内会・自治会等、自主防災組織、福祉事業者、社会福祉協議会など。

<背景>

- 東日本大震災の教訓として、障害者、高齢者、外国人、妊産婦等の方々について、情報提供、避難、避難生活等様々な場面で対応が不十分な場面があった。
 - 令和元年台風19号等の近年の災害でも、多くの高齢者や障害者等の方々が被害にあわれた状況を踏
- ・ 内閣府のHPも参考にしてください。
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/yoshiensha.html

〇〇市の避難支援体制の全体像

追加

・ 地域防災計画や（従前の）全体計画などを基に、各自治体の避難行動要支援者名簿を活用した避難支援の方針など、支援の全体像について、説明してください。

<説明内容の例>

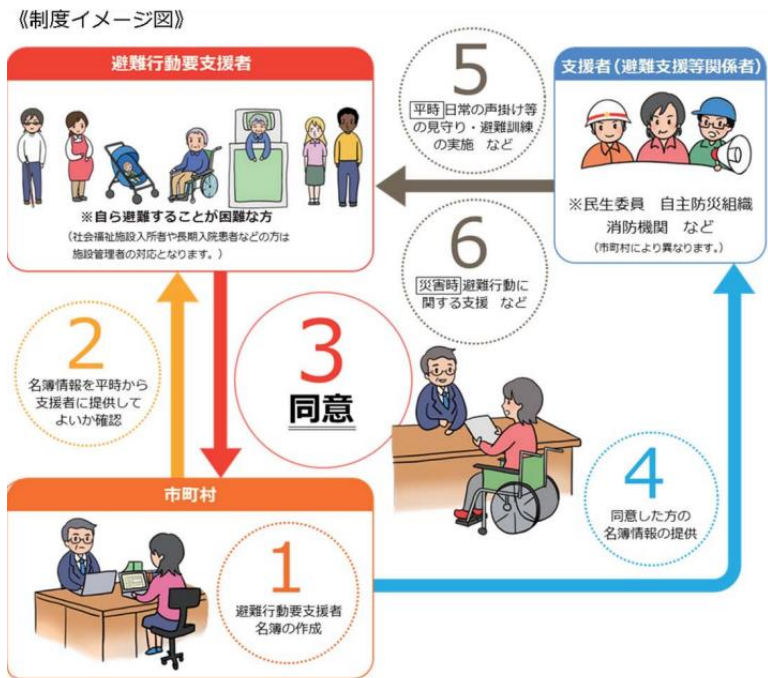
〇 平常時や災害時の役割

- ・ 自治体
- ・ 各関係者

〇 避難情報の通知について

〇 円滑な避難誘導のための整備

〇 避難誘導後の引き継ぎ方法



〇〇市の避難行動要支援者名簿の作成・活用

追加

以下の項目を参考に、各自治体の「避難行動要支援者名簿」の作成方法と活用について説明してください。

〇 避難行動要支援者の範囲（対象者）

〇 避難支援等関係者の範囲

〇 名簿の作成方法

- 作成方法
- 要支援者を把握する方法
- 名簿の記載事項
- 名簿作成のための情報入手や登録方法
- 名簿情報の更新方法
- 名簿の配布と活用
- 情報漏洩防止方法
- の個人情報提供に不同意の方に対する支援など

避難行動要支援者名簿（例1）

番号	氏名	生年月日	性別	住所	電話番号 その他の連絡先	避難支援等を必要とする事由		その他
						（障害、要介護、高齢・小児、障害）の種類	障害等級、要介護状態区分、療育判定等	

同意を得るための様式例（例2）

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男・女
住所			
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている		要介護状態区分：
	<input type="checkbox"/> 手帳所持		障害名： 等級：
	<input type="checkbox"/> 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている		
<input type="checkbox"/> その他 【特記事項】			
電話番号	FAX番号		
携帯電話番号	メールアドレス		

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域住民等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を、〇〇市防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します。
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません。
- 同意するかしないかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます。

令和△△年□月□□日 氏名 _____

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。
 ※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

個別避難計画の様式(例)

・自治体独自の「個別避難計画」の様式がある場合は、そちらを紹介してください。

(表) 記入例

避難行動要支援者のための個別支援計画						
基礎情報	氏名	兵庫 一郎	年齢	53歳	性別	男・女
	住所	神戸市中央区下山手通5-10-1				
	電話	078-XXX-XXXX	F A X	078-XXX-XXXX		
	E-mail	Ichiro_Hyogo@abc.com				
	家族構成・同居情報等	要支援者の基礎情報		木造2階建 未実施 部屋等	見取図	
要支援情報	介護認定	(認知症)有・無				
	障害者手帳	身体障害者手帳3級(体幹)、療育手帳A(知的、自閉症)				
	その他留意事項	要支援情報				
利用中の医療福祉サービス	介護保険/総合事業	サービス				
	障害福祉サービス	利用中の医療福祉サービス				
家族等緊急連絡先	医療機関名称	ひょうご整形外科クリニック				
	① 氏名	家族等緊急連絡先				
緊急時の情報伝達	② 氏名	緊急時の情報伝達				
	電話	XXX-XXXX	F A X	XXX-XXXX	E-mail	XXX@ddd.or.jp
特記事項	緊急時の情報伝達	できる限り漢字の多いで伝える。				
	特記事項	歩行は可能だが、体幹障害があるため迅速な移動は困難である。パニックの際は自傷行為の可能性がある。				

(裏)

避難誘導時の留意事項	介助者による強制移動は、本人が同意した上で実施される。歩行が可能な場合は、避難誘導時の留意事項
携行医薬品	避難誘導時の留意事項
避難先での留意事項	他人との接触が苦手なため、避難先での留意事項
避難場所・避難経路	<p>【自宅 → 緊急避難場所(〇〇公民館)】(車椅子)</p> <p>避難場所・避難経路</p> <p>【緊急避難場所】(車種:日産セレナ ウェルキャブ白)</p> <p>避難経路②</p> <p>備考 風水害等で早期避難が可能な場合は、自宅から直接△△苑に避難する。</p>

避難支援者	①	氏名	兵庫 二郎	続柄等	近所	住所	神戸市中央区〇〇〇
		電話	XXX-XXXX	F A X	XXX-XXXX	E-mail	XXX@ggg.or.jp
	②	氏名	兵庫 三郎	続柄等	近所	住所	神戸市中央区〇〇〇
		電話	XXX-XXXX	F A X	XXX-XXXX	E-mail	XXX@hhh.or.jp
	③	氏名	避難支援者の情報				
		電話	p				

令和2年1月14日

上記の内容について、誤り等がないことを確認しました。

氏名 兵庫 一郎
代理署名
(本人との関係)



【事例】 避難支援体制を確保するための取組①

- ・ 受講者にとって身近な事例として、自治体内での好事例があれば紹介するとよいでしょう。

■「**支え合いマップ**」の作成

ほりのうち はくば
(堀之内区自主防災組織:長野県 白馬村)

○ 誰が誰の安否確認を行うのか支え合いマップ作成で特定

- ・ 対象者(要配慮者)、組長、民生委員等を中心に調整し、それぞれの対象者(要配慮者)に対して、支援者を特定し、マップ上に表示。
- ・ マップの対象者には、常日頃から、民生委員を中心とした見守り活動を実施。
- ・ 平成26年11月に発生した地震発生時(最大震度 6 弱)に、円滑に安否確認や避難支援ができた。

○ 自治会役員と民生委員が連携して マップを作成

○ 毎年更新できる名簿が必要との認識 が浸透した



災害時住民支え合いマップ
づくりの取組

参考:長野県神城断層地震災害記録集

【事例】避難支援体制を確保するための取組②

■「避難支援個別計画」の作成

いずるいし
(出石町会 防災区民組織:東京都 品川区)

○ 支援方法や支援者を計画の中で決めておく

- ・ 避難行動要支援者一人ひとりの支援方法や支援者を事前に決めておく。
- ・ 名簿に掲載している避難行動要支援者全員分の個別計画書を作成した。

○ 継続的な安否確認訓練の実施

- ・ 毎年の防災訓練時に、避難行動要支援者への安否確認訓練を実施している。
- ・ 防災訓練時には個別計画書を活用して、計画内容を検証している。



避難支援個別計画づくりの取組

品川区避難支援個別計画書

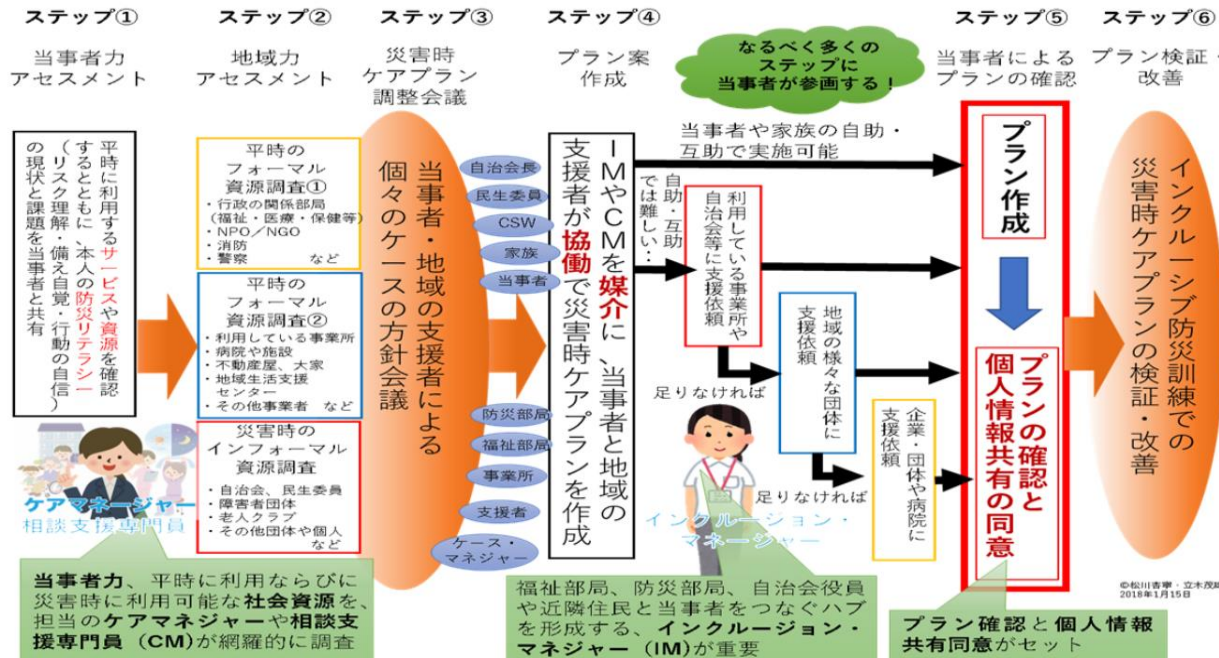
参考:品川区「避難行動要支援者の支援体制づくりの手引き」

【事例】避難支援体制を確保するための取組②

・自治体の取組状況に応じて、全国の先進的な取組についても説明するとよいでしょう。

■「避難支援個別計画」の作成（別府市）

○別府市では、平成29年度から、避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態等を網羅的に把握している介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉関係者が参加し、当事者や地域、行政等が連携して個別避難計画作成に取り組んでいる。



誰一人取り残さない防災 福祉専門職が参画した個別計画の策定（別府市）

2. 要配慮者の地域ぐるみでの支援体制 - まとめ -

- 地域で協力し合って、避難行動要支援者を把握し、避難を支援しましょう
 - 個人・自主防災組織・自治会など、避難支援者を確保する
 - 複数人で役割分担し、地域の支援者の輪を広げ、避難支援者の負担を軽減する
 - 計画の作成後も、避難訓練を通じて、計画を改善し、避難の実効性の向上を図る

まとめ

- **地域で情報収集・伝達や安否確認を円滑に行う仕組みを理解し、地域ぐるみで取り組みましょう**
- **地域で協力し合って、避難行動要支援者を把握し、避難を支援しましょう**